

**「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」に係る Q & A**

## (目的)

## (問 1)

コンプライアンス要綱を制定する目的は何か。

- 県が発注する建設工事等において、予定価格の公表時期を落札決定後に移行するにあたり、公開前の予定価格等を探ろうとする「不当な働きかけ等」の抑止や組織としての対応に万全を期す必要があることから、新たに建設工事等の発注事務に関するコンプライアンス要綱を定めたものである。
- 本要綱において、不当な働きかけ等に対する新たな報告制度の創設や、事業者等へのペナルティ強化等により不当な働きかけ等の抑止を図るとともに、職員の秘密漏洩の防止や綱紀保持により組織として適切な対応の徹底を図ることとしている。

## (定義)

## (問 2)

コンプライアンス要綱の適用範囲はどこまでか。

- 知事部局及び企業局において適用される。

## (問 3)

「事業者等」は「県における建設工事等の発注人に何らかの利害関係を有する者」ということであるが、「何らかの利害関係」とはどのようなものか。

- 直接的な利害関係を有する入札参加資格業者や関連事業者だけでなく、間接的な利害関係を有する家族や知人なども含む幅広い利害関係を想定している。

**(問 4)**

「事業者等」とは何か。具体的には、どのような行為が「不当な働きかけ等」に該当するか。

○ 次の例を参考とし、個別の案件ごとに判断することとなる。

**《参考例》****①競争入札への参加又は不参加に関する要求行為**

- イ 特定の事業者等が入札に参加できるよう、分割発注の実施や発注ロットの縮小・拡大等を行うよう要求する行為
- ロ 特定の事業者等が入札に参加できるよう、参加資格要件の内容について便宜を図るよう要求する行為 等

**②受注又は非受注に関する要求行為**

- イ 特定の事業者等と随意契約ができるよう、分割発注を行うよう要求する行為
- ロ 特定の事業者等と契約するように発注担当職員に対して要求する行為 等

**③非公開又は公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点(これらを推測できる金額、数値等を含む。)に関する情報漏えい要求行為**

- イ 予定価格を教示するよう要求する行為
- ロ 予定価格を推測できる金額を示唆するよう要求する行為
- ハ 総合評価における加算点を教示するよう要求する行為 等

**④入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為**

- イ 入札参加者名を公表前に教示するよう要求する行為
- ロ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう要求する行為
- ハ 入札参加者に関する情報(所在地等)を教示するよう要求する行為
- ニ 入札参加者数又は J V の組み合わせについて教示するよう要求する行為 等

**⑤前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為****【特定の事業者に対して有利な又は不利益な扱いを要求する行為】**

- イ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、事前に意見、確認又は受領等を要求する行為
- ロ 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為
- ハ 資材調達又は物品納入等に係る業者選定に関して、元請業者に対する働きかけを要求する行為
- ニ 変更協議において、便宜を図ることを要求する行為
- ホ 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為
- ヘ 監督、検査、評定等において便宜を図ることを要求する行為
- ト 秘密とされている情報や資料を、特定の事業者等に対して漏洩するよう要求する行為 等

**【談合につながるおそれのある要求行為】**

- イ 事業者又は事業者団体に談合をそそのかすよう要求する行為（官製談合防止法第2条第5項第1号、同法第8条）
- ロ 特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆することを要求する行為（官製談合防止法第2条第5項第2号）
- ハ 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆するよう要求する行為（官製談合防止法第2条第5項第3号）
- ニ 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼により、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助するよう要求する行為（官製談合防止法第2条第5項第4号）（幫助行為）
- ホ 事業者等の作成した割付表を承認又は確認するなど、入札談合を幫助する行為を要求する行為 等

**（問5）**

「不当な働きかけ等」には、総合評価の加点基準や、低価格入札調査制度の調査基準価格等の改正を要求する行為も含まれるのか。

- 含まれない。「不当な働きかけ等」は「個別の契約に係る発注業務」に関するものが対象であり、入札契約制度そのものに関する要求行為は対象外である。

**（問6）**

「工事発注事務主管課」とは何か。

- 「各部局において建設工事等の発注事務を統括する課」としており、具体的には、土木建築部における「技術管理課」や農林水産部における「農村整備課」など、各部局における建設工事等の発注事務について、実質的に企画・調整等の業務を所管する課（該当する課がない部局においては主管課）のことをいい、必ずしも当該部局の主管課と一致するものではない。

## (記録票の取扱い)

## (問 7)

「記録票」の保存期間はどのくらいか。

- 報告に関する文書であり、5年の保存期間が妥当と考える。

## (公表)

## (問 7)

「公表の対象となる「内容等」とは何か。

- 働きかけの内容や、働きかけに対する県の事実確認の結果など、働きかけに関する様々な情報を意味するものであり、働きかけの悪質さの度合い、公表により県が達成できる利益、その反対に、公表の内容に誤りがあった場合に相手方が被り得る不利益といった様々な要素を総合的に勘案し、事案に応じて決定することとなる。

## (不当な働きかけ等への対応)

## (問 8)

入札参加資格業者の不当な働きかけ等に対し、所属長が記録票を作成し、工事発注事務主管課長に報告した場合は、すべて指名停止措置をとるのか。

- 当該記録票の内容や、発注事務担当職員の記録、当該事業者等から事情聴取の結果等を確認した上で、個別事案ごとに指名停止措置の可否を判断することとなる。

## (問 9)

不当な働きかけ等に対し指名停止措置をとる場合、その期間はどのくらいか。

- 指名停止措置要領では、当該不当な働きかけ等は「不正又は不誠実な行為」に該当するものであり、指名停止期間は「1カ月以上9カ月以内」となっている。

## (問 10)

不当な働きかけ等に係る「記録票」は、情報開示しなければならないのか。

- 当該「記録票」は公文書であり、情報公開条例の対象となるが、部分開示も含め、開示するか否かについては、情報公開条例の非開示条項に照らし個別に判断することとなる。

## (事業者等との応接方法)

## (問 11)

「現場での監督業務等をやむを得ず一人に対応しなければならない場合は、事業者等との会話を ICレコーダー等により記録するものとする」とあるが、ICレコーダー以外で、どのような記録方法を想定しているのか。

- 指名停止措置を検討する場合の裏づけ資料として有効であることから、極力 ICレコーダー等での録音による記録が望ましいが、ICレコーダーを準備する暇がないような場合などには、メモ等による記録でもやむを得ない。

## (問 12)

ICレコーダー等での録音による記録を行う場合、相手方に事前に説明しておかなければならないのか。

- 事前に説明しても、しなくてもよい。事前に説明しなくても、法的な問題はな  
い。

## 《参考》

## ●関係判例（千葉地裁 H3-3-29 判決の一部）

秘密録音の適法性について、一般に対話者の一方当事者が相手方の知らないうちに会話を録音しても、対話者との関係では会話の内容を相手方の支配にゆだねて、秘密性ないしプライバシーを放棄しており、また、他人と会話する以上は相手方に対する信頼の誤算による危険は、話者が負担すべきであるから、秘密録音は原則として違法ではない。

(問 13)

個室での応接は、どのようにすればよいか。

- 個室であっても、一般の執務室における応接方法と同様、事業者等と打合せをする場合には、なるべく複数の職員と応接するようにし、県民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。
- 複数の職員で応接できない場合には、個室外又はドアを開けた状態で応接するなど、県民の疑惑を招くおそれのないよう配慮したうえで、事業者等との会話を ICレコーダー等で録音するものとする。
- なお、事業者等から儀礼的行為として受けるあいさつについては、ドアを開けた状態で応接するなど、県民の疑惑を招くおそれのないよう配慮したうえで応接すること。